

第 61 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 56 年 11 月 20 日）

委員名簿

松山商科大学教授
愛媛大学教授
四国電気通信局建築部長
愛媛県農協中央会会長
愛媛県農業会議会長
愛媛県医師会長
愛媛県商工会議所連合会会頭
四国財務局松山財務部長
四国通産局長
四国地方建設局長
第三港湾建設局長
中国四国農政局長
高松陸運局長
国鉄四国支社長
愛媛県副知事
東予市長
津島町長
愛媛県議会議員（6名）
松山市議会議長
川内町議会議長

幹事名簿

土木部長
土木部次長
地域計画課長
農政課長
道路課長
港湾課長
河川課長
建築住宅課長

第 375 号議案 今治広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

- 1 都市計画公園中第 8,4,2 号市制 50 周年記念公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

特殊、8,4,2、市制 50 周年記念公園、今治市山路字下平、字木ノ谷、約 10.0ha、休養施設、修景施設、遊戯施設、便益施設、園路、広場

「区域は、計画図表示のとおり」

- 2 都市計画公園に第 8,3,3 号今治交通公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

特殊、8,3,3、今治交通公園、今治市古国分字又衛門谷、字雉子尾、東村字又衛門谷池下、約 1.6ha、
休養施設、修景施設、遊戯施設、便益施設、園路、広場

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

1 第 8,4,2 号市制 50 周年記念公園

本公園は、市制 50 周年記念事業の一環として昭和 46 年設置され、以来「市民の森」として市民に親しまれてきた。現在、公園区域が池の南側のみであり、景観が限られているため、池を中心とする全区域に拡大し、名実ともに「市民の森」とするものである。

2 第 8,3,3 号今治交通公園

本公園は、児童を対象に児童の健全な遊戯とあわせて交通知識や交通道徳を体得させることを目的として、桜井地区の国分小学校隣地に計画するものである。

第 376 号議案 今治広域都市計画公園の変更（今治市決定）

都市計画公園に第 2,2,32 号長丁公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童、2,2,32、長丁公園、今治市喜田村字寺ヶ内、字重元、約 0.25ha、広場施設、便益施設、遊戯施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

今治市の中心市街地から 3km の距離にあり、国道 196 号と鳥生唐子団地線（市道）の中間部で市街化区域に隣接している地区である。住民の福祉の増進のため、児童公園を計画決定しようとするものである。

第 377 号議案 野村都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

1 都市計画公園に第 4,4,1 号野村地区公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区、4,4,1、野村地区公園、野村町大字野村字ゴスイ谷、約 7.1ha、園路及び広場、修景施設、運動施設、休養施設、管理施設、遊戯施設、教養施設

「区域は、計画図表示のとおり」

2 都市計画公園第 1 号愛宕山公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

近隣、3,3,1、愛宕山公園、野村町大字野村字古市、約 2.6ha、園路及び広場、修景施設、遊戯施設、休養施設

理由

1 第 3,3,1 号野村地区公園

野村町には、現在都市計画公園は愛宕山公園だけであり、スポーツのできる公園が皆無である。このため、町民のコミュニティの場として各種のスポーツやレクリエーションが出来る公園を野村町の中心部に近い当位置に計画決定しようとするものである。

2 第 3,3,1 号愛宕山公園

昭和 54 年 3 月 31 日付け建設省通達に基づき、旧通達による公園番号「第 1 号」を「第 3,3,1 号」に改めるものである。

第 378 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 80 号政友公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童、80、政友公園、松山市東方町、約 0.30 ha、広場施設、修景施設、休養施設、遊戯施設、管理施設
「区域は、計画図表示のとおり」

理由

松山市における公園施設の総合的かつ効果的な配置を検討した結果、本案のとおり公園計画し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

第 379 号議案 東予広域都市計画公園の変更（西条市決定）

都市計画公園に第 2,2,13 号上川原公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童、2,2,13、上川原公園、西条市喜多川字上川原、約 0.10 ha、修景施設、便益施設、休養施設、管理施設、遊戯施設、園路、広場

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

西条市においては、現在児童公園は 1 箇所あるだけで児童が利用し得る広場が少ない状態である。そのため、市街化の進む神拝南西地区に児童公園を計画し、児童の健全な育成を図ろうとするものである。

第 380 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（吉田町決定）

都市計画公園に第 2,2,7 号君ヶ浦公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童、2,2,7、君ヶ浦公園、北宇和郡吉田町大字立間尻字大君ヶ浦、約 0.25 ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、園路、広場

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

本地区は人口集中地区内で吉田湾を一望できる位置にあり、児童の福祉及び健全娯楽の場として計画決定しようとするものである。

第 381 号議案 伊予三島内都市計画汚物処理場の決定（伊予三島市決定）

都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

【名称（番号、汚物処理場名）、位置、面積、備考】

1、伊予三島市清掃センター、伊予三島市具定町、約 0.5ha、し尿処理 40kl/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

現在の処理施設は、昭和 37 年以来稼働しているが、設備の老朽化により今後の使用に問題を生じている。このため、現処理場の隣地に汚物処理施設を新設し、設備の近代化を図り、住居環境の衛生に寄与しようとするものである。

第 382 号議案 南予レクリエーション都市計画駐車場の決定（宇和島市決定）

都市計画城山下駐車場を次のように変更する。

【名称（番号、駐車場名）、位置、面積、構造（階層）、備考】

2、城山下駐車場、宇和島市丸之内 5 丁目、約 0.13 ha、鉄骨造耐火被覆、地下 1 階、地上 4 階、駐車台数 199 台、出入口 1 ヶ所

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

近年自動車の増加は著しいものがあり、これが市街地の駐車需要に対処するため公共駐車場の整備計画を進めていますが、今般市の中心部で商店街に隣接する市営城山下駐車場を立体化し、収容台数の増加による市民の利便と交通の円滑化を図ろうとするものである。

第 383 号議案 今治広域都市計画道路の変更（今治市決定）

都市計画道路に 1,小,3 号学校線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、1,小,3、学校線、今治市南鳥生町 3 丁目、今治市郷六ヵ内町 2 丁目、（今治市土橋町 1 丁目）、約 1,540m、地表式、9m、今治立花線、大坪通土橋線、丸田辻堂線と平面交差、国鉄予讃線と平面交差

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

幹線道路に囲まれた立花鳥生地区は、人口急増地区で細街路が広く分布しているため車交通処理サービス上及び防災上問題の多い地区である。このため、街路整備を緊急に図る必要があり、整備計画のうち緊急性の高い本路線を都市計画決定し良好な居住環境を保持しようとするものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 381 号議案

委員：私たちが都市計画地方審議会で事務当局の意見を聞いて。うのみにして賛成し、あとで事件が起こることがある。最近の保内町の喜木津の問題もそのひとつである。この議案についても不審な点はないか。

事務局：こういう施設については、市町村から出された議題を事務的に取り扱うだけでなく、時間をかけて住民周知はどうなったか等念には念を入れてやっている。この三島の件についても、公益会の同意を得ておいては、という話があり、早速現地へ行って、現地も見せて戴き、審議会の内容について克明に尋ねた。合わせて審議会委員にも会い、内容を詰めており、最大限の努力を払ってきた結果、自信を持って問題はないと言える。

委員：宇和島の処理場では、皆が胸を張って、絶対間違いはないということだったが、後で問題があり、変更しなければならなくなった。

事務局：宇和島の問題はああいうことがあって、身にしみている。私どももそういう努力をはらっている。

委員：念には念を入れなさいと言っている。法律どおり踏んできましたとだけ言われても困る。保内町喜木津の問題も関係者の中に全然知らなかった連中もいる。全部すくいけることは物理的には難しいかも知れない。しかし、最大の努力を積み重ねるよう努力しなさい。

事務局：最大限の努力をさせていただきたい。また、しなければならないと思っている。

議長：事務局、絶対に二度とこのような轍を踏まないよう努力しますと答えなさい。

事務局：幹事です。今、委員がおっしゃったことについては反省しています。今後、宇和島のような事例がないように、なお慎重に行きたいと考えております。

第 383 号議案

委員：国鉄としては、踏切事故防止の観点から平面交差は好ましくないが、今治市とのこれまでの協議、並びに今後も協議してゆくということで、今回の計画決定はやむを得ない。

その他

委員：先日県民文化会館の建設をめぐって、道後へ行く道路について都市計画審議会で議論していただきたいとの意見があった。愛媛県としての重要な事業であるので、当該地域の都市開発や将来の建設について検討してほしい。

事務局：幹事です。事業認可後の地元説明会でも、地元住民から周辺の環境整備の大変強い要望があった。事務局としても方策を検討中で、文化会館予定地のすぐ北側の現在 4m の道路を敷地造成時に 12m、また西側に 6m の道路を設ける予定です。東側は県道菅沢松山線が幅員 15m で現在利用されている。問題は電車通りの県道道後公園線が現在幅員 15m で、交通容量が若干オーバーしていて、しばしば交通混雑している。この路線は昭和 40 年に幅員 30m で計画決定しているが、まだ整備できてないので、文化会館の建設を機会に前向きに検討したい。これは地区周辺の方のみならず、各界から要望を受けている。30m にすると、電車の軌道の両側に 6m50 の車道ができ、その外側に 4m の両歩道が取れる。4m あると、植栽スペースがかなり取れ、地元要望の緑道タイプの道路が出来ると考えています。なお、平和通りから道後公園の間 1,100m の事業化については、支障物件が 110 件あり、内 70% は商業を営んでいるので、これらの人の生活も考慮して、松山市の知恵も借りて協議を進めている段階です。なお、文化会館の敷地は 2.4ha ですが、建物は約 1 ha 前後の見通しで、建蔽率は約 40%、緑地空間が 1.4ha 程度確保でき、かなりの緑が確保できる見通しです。また都市景観についても各方面から意見があるが、文化会館の建物自体は、今後専門的なデザインを期待している。電車通りの用途は商業系だが、その南は住居系であり、今後の建て替えに伴って長期的には秩序ある建築物集団になると期待している。

第 62 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 57 年 2 月 16 日）

第 384 号議案 今治広域都市計画道路の変更（今治市決定）

都市計画道路に 1,小,4 号桜井港線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、1,小,4、桜井港線、今治市古国分字丸山、今治市古国分天神原裾、（今治市桜井町畑濱ノ町）、約 690m、地表式、9m

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

漁業との健全な調和とともに、住居地域として土地の合理的な利用を図るため、本路線の都市計画を行い、良好な居住環境と機能的な都市活動を確保するものである。

第 385 号議案 今治広域都市計画下水道の変更（今治市決定）

都市計画桜井都市下水路を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：桜井都市下水路
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

桜井都市下水路、約 91ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

桜井 1 号幹線、大字古国分字土手中、大字古国分字天神原裾地先、0.8m～2.0m、約 670m

桜井 2 号幹線、大字古国分字寺山、大字古国分字天神原裾地先、1.1m×1.53m～2.5m×2.0m、約 1,040m

吐口幹線、大字古国分字天神原裾地先、大字古国分字天神原裾地先、2.5m×2.0m、約 20m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

- 4 ポンプ場

【名称、位置、敷地面積、備考】

桜井ポンプ場、大字古国分字天神原裾地先、約 3,930m²、能力 8.501m³/秒

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

当初計画していた桜井 2 号幹線に添って、都市計画道路桜井港線が計画決定されるため、施工性、経済性等を考慮し本案のように、当該幹線の位置を変更したい。

第 386 号議案 今治広域都市計画広場の決定（今治市決定）

都市計画第 1 号中央広場を次のように決定する。

【名称（番号、広場名）、位置、面積、備考】

1、中央広場、今治市常盤町 5 丁目、約 0.05ha、噴水、植樹、タイル広場、ベンチ

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

当広場は、今治駅西地区の県病院跡で都市計画道路今治日高線（W=25m）に接する近隣商業地域に位置している。中心市街地から日高地区に通ずる商店街は歩行者が多く、噴水、緑陰、ベンチ等に芸術的なデザインを取り入れて整備し、住民の休息、語らいの場として住民福祉に寄与するものである。

第 387 号議案 川之江都市計画公園の変更（川之江市決定）

都市計画公園に第 6 号住吉公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童、6、住吉公園、川之江市金生町下分住吉、約 0.12 ha、園路及び広場、遊戯施設、修景施設、休養施設、管理施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

当市における都市公園の配置を検討し、第 6 号公園を加えて本案のように整備し、児童の健全な育成を図るものである。

第 388 号議案 東予広域都市計画公園の変更（新居浜市決定）

都市計画公園に第 2,2,14 号中須賀公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童、2,2,14、中須賀公園、新居浜市中須賀町 2 丁目、約 0.19ha、園路及び広場工、修景施設工、休養施設工、遊戯施設工、便益施設工、管理施設工

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

当市において都市公園が皆無である中心市街地に、付近児童の健全な遊び場を確保するため、児童公園を計画決定しようとするものである。

第 389 号議案 東予広域都市計画公園の変更（東予市決定）

都市計画公園に第 2,2,15 号円海寺公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童、2,2,15、円海寺公園、東予市円海寺、約 0.17ha、園路及び広場、休養施設、修景施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

当地は市街化区域内で、付近に公共病院、保健所、警察署等公共施設のある静かな住居地域となっており、児童の健全な育成と地区民の憩いの場として児童公園を設置するものである。

第 390 号議案 八幡浜都市計画用途地域の変更（八幡浜市決定）

八幡浜都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、備考】

第 2 種住居専用地域、約 47.1ha、20/10 以下、6/10 以下、14.6%

住居地域、約 159.6ha、20/10 以下、6/10 以下、49.4%

近隣商業地域、約 11.2ha、20/10 以下、8/10 以下、3.5%

商業地域、約 50.6ha、40/10 以下、8/10 以下、15.7%

約 2.1ha、50/10 以下、8/10 以下、0.6%

小計（商業地域）、約 52.7ha、16.3%

準工業地域、約 44.1ha、20/10 以下、6/10 以下、13.7%

工業地域、約 8.0ha、20/10 以下、6/10 以下、2.5%

計、約 322.7ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

八幡浜都市計画用途地域は昭和 47 年 8 月 1 日決定告示され現在に至っている。今回港湾再開発による埋立が実施され、新たに土地が生じたため埋立地の無秩序な市街化を防止し、土地の合理的な利用を図るため、都市計画用途地域を変更するものである。

第 391 号議案 八幡浜都市計画準防火地域の変更（八幡浜市決定）

都市計画準防火地域を次のように変更する。

【種類、面積】

準防火地域、約 52.7ha

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

八幡浜都市計画用途地域の変更に伴い、火災の危険を防除するため、準防火地域を変更するものである。

第 392 号議案 八幡浜都市計画下水道の変更（八幡浜市決定）

都市計画八幡浜公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：八幡浜公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

八幡浜公共下水道、約 319ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

その 1 汚水

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

第 1 八幡浜中央幹線、大字栗之浦字フクロセ、大字松柏字江戸岡、3.5m～1.1m、約 1,810m、合流

第 2 八幡浜中央幹線、大字栗之浦字フクロセ、大字松柏字五反田、0.7m～0.3m、約 3,320m、分流

八幡浜西幹線、字沖新田、字白浜、2.4m、約 920m、合流

五反田幹線、産業通 8、大字五反田テラノマエ、0.45m～0.3m、約 1,260m、分流

千丈川幹線、産業通 8、産業通 7、0.35m、約 80m、分流

圧送管、大字松柏字江戸岡、産業通 8、0.5m～0.25m、約 460m、分流

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

その 2 雨水

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

1-0 幹線、大字向灘字トノカンジョウ、大字向灘字外勘城ノ上、0.7m、約 130m

- 2-0 幹線、大字向灘字勘城、大字向灘字勘城、1.3m、約 230m
- 3-0 幹線、大字向灘字勘城、大字向灘字東谷、0.8m、約 230m
- 4-0 幹線、大字向灘字大内浦、大字向灘字大内浦、1.0m、約 210m
- 5-0 幹線、大字向灘字中浦、大字向灘字中浦、0.9m、約 180m
- 7-0 幹線、字白浜、大字大平マツミタニ、2.4m～2.1m、約 840m
- 8-0 幹線、字白浜、大字大平字カワカミ、1.3m～1.1m、約 770m
- 9-0 幹線、字北浜、字西海寺、1.1m～0.8m、約 840m
- 10-0 幹線、大字松柏字コブ、字吉井、1.4m～1.0m、約 620m
- 11-0 幹線、大字松柏字カメ、大字松柏字町裏、1.5m～1.0m、約 620m
- 13-0 幹線、大字松柏字五反田、大字松柏字横井、1.5m～1.2m、約 420m
- 15-0 幹線、大字松柏字脇田、大字松柏字堀田、1.3m～1.1m、約 330m
- 17-0 幹線、大字郷字白尾、大字郷字稲下、1.9m、約 330m
- 18-0 幹線、大字松柏字内野、大字松柏字宮ノ前、1.5m、約 310m
- 19-0 幹線、大字松柏字中床、大字松柏字山本、1.3m、約 130m
- 21-0 幹線、産業通 8、産業通 7、1.2m、約 70m
- 22-0 幹線、産業通 13、大字矢野町字ウメノドウ、1.2m～1.0m、約 270m
- 23-0 幹線、大字五反田字クジラダニ、大字五反田字クジラダニ、1.5m、約 350m
- 25-0 幹線、大字五反田字モト井、大字五反田字モト井、1.2m、約 170m
- 26-0 幹線、古町 2 丁目、大字五反田字カカリ、1.8m～1.6m、約 510m
- 27-0 幹線、古町 2 丁目、大字八代字アゼタ、1.2m～0.9m、約 1,300m
- 30-0 幹線、広瀬 1 丁目、大谷口 1 丁目、1.2m、約 230m
- 31-0 幹線、大字栗之浦字クリノウラ、大谷口 2 丁目、1.0m、約 210m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

矢野橋ポンプ場、八幡浜市産業通 8 地先、約 705m²、95.9m³/分

矢野橋汚水中継ポンプ場、八幡浜市産業通 8 地先、約 705m²、5.9m³/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

八幡浜浄化センター、八幡浜市大字栗之浦字フクロセ、25,800m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

八幡浜港の埋立て完了に伴い、処理区域の拡大及び管渠の変更を行って、公共の福祉に寄与しようとするものである。

第 393 号議案 東予広域都市計画火葬場の決定（新居浜市決定）

都市計画第 1 号新居浜市斎場を次のように決定する。

【名称（番号、火葬場名）、位置、面積、備考】

- 1、新居浜市斎場、新居浜市磯浦町、約 1.4ha、火葬炉 8 基

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

現有の施設は狭隘で施設改善のスペースもなく、加えて施設の老朽化が激しく維持管理も限界にきている状況である。今回、環境、公衆衛生面等を考慮し、本案のように都市計画決定を行い、従来の暗いイメージから脱皮し近代的な無公害、高性能を有する施設に一新しようとするものである。

第 394 号議案 松山広域都市計画ごみ焼却場の決定（北条市決定）

都市計画ごみ焼却場に、第 3 号北条市清掃工場を次のように追加する。

【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、備考】

3、北条市清掃工場、北条市大浦町、約 1.0ha、処理能力 30t/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

現況ごみ処理施設は昭和 40 年 4 月に設置されたものであり、近年老朽化が著しく増大するごみ量に対処できなくなっている。このため、施設の新設が急務となっており、大浦地区に計画決定し、今後のごみ処理の近代化を図ろうとするものである。

第 395 号議案 南予レクリエーション都市計画ごみ焼却場の変更（宇和島市決定）

1 都市計画宇和島市ごみ清掃工場を廃止する。

【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、備考】

1、宇和島市ごみ清掃工場、宇和島市宮下字別当、坂下津字宮ノ越、坂下津字横浦、約 0.7ha、処理能力 100t/日

2 都市計画宇和島市清掃工場を次のように決定する。

【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、備考】

1、宇和島市清掃工場、宇和島市祝森字ツルガサコ、字高ノ子、字ケラ田、約 5.9ha、処理能力 120t/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

昭和 53 年 3 月都市計画決定を行った宇和島市ごみ清掃工場は、地元住民による焼却場建設工事禁止仮処分申請が行われ、昭和 54 年 3 月松山地裁において市側の敗訴の判決を受け工事中止のやむなきに至ったため、廃止したい。以後、ごみ焼却場の適地を探查検討の結果、宇和島市祝森地区に適地を得、また清掃工場を建設することについて地区住民の同意を得ることができたため、前記計画を変更し、新たに都市計画決定しようとするものである。

第 396 号議案 南予レクリエーション都市計画ごみ処理場の決定（吉田町決定）

都市計画第 1 号吉田町高速堆肥化処理場を次のように決定する。

【名称（番号、ごみ処理場名）、位置、面積、備考】

1、吉田町高速堆肥化処理場、北宇和郡吉田町大字鶴間字タカゾリ、約 0.62ha、処理能力 10t/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

現況施設は昭和 29 年に建設されたもので著しく老朽化し、しかも処理能力が小さいこと、付近の宅地化が進み移転をせまられていること等により、十分な処理能力を持つごみ処理施設の建設が急務となってい

る。そこで、ごみも資源であるとの観点から、従来の焼却方式にかえて厨芥ごみを中心とする生ごみを当施設により堆肥化し、農地に還元して土壌の疲労回復に役立てるとともに、衛生的な状態で処理するものであり、廃棄物の有効利用を促進するため、計画決定するものである。

第 397 号議案 汚物処理場の位置決定

次の汚物処理場の敷地の位置については、都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

西ひうち汚物処理場、西条市ひうち字西ひうち、6,586.19m²、318.91 m²、鉄筋コンクリート造、設置者、西条市、新築

理由

当汚物処理場は西条臨海工業用地 2 号地に立地する企業から排出されるし尿、生活雑排水を集中処理するため設置するものであり、周辺の土地利用現況その他総合的に検討した結果支障ないと認められる。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 393 号議案

事務局：（一部のみ抜粋）本議案は新居浜市磯浦町岩鍋地区に新居浜市斎場を都市計画火葬場として計画決定するものである。新居浜市では斎場建設推進委員会を設け、市中心部から西約 6km の谷間にあり、無人地区で一般住家と隔離された磯浦岩鍋地区を選定しました。建設予定地から 800m～2,000m 離れた地区に磯浦 1 区、2 区、3 区、西ヶ谷地区があり、その連合自治会に昨年 8 月 24 日計画内容を説明し、以後 9 月 17 日にそれぞれの地区で説明会を行った結果、説明会が遅いとの意見もありましたが、全市的な検討の中でやむを得ないとしながらも地区の環境整備、地元の意見を尊重せよ等意見が出され、同意は持ち越しとなり、各地区とも持ち帰り検討することになりました。以後、それぞれの 4 地区で 9 月 22 日から 27 日の間、地区総会を開き、10 月 5 日地元要望事項の申し入れが口頭であり、10 月 14 日文書で条件付き同意の申し入れがありました。これに対し、新居浜市は 11 月 4 日要望事項に回答し、11 月 10 日同意を得ました。また、計画地の隣接土地所有者（山林）には、昨年 3 月から 10 月にわたり計画内容を説明し、関係者の同意を得ました。一方、計画地に隣接している西条市の下島山地区（南約 2km）住民に対しては 8 月 17 日説明会を西条市関係職員立会の上行い、基本的な問題として同意を得ると共に西条市長の同意も得ています。

委員：新居浜の斎場の場合にはフッ素公害で意見がまとまらず、関係地域の人々が転出したという歴史がある。下島山の自治会、または部落会議も了承しているか。

事務局：部落説明会に出ました。フッ素の問題も説明しました。その時の意見は、公害のないように、慎重にとの意見でした。なお、西条市民も使わせてほしいとの意見もあった。議会の同意を得る必要があり、結論は出していないが、臨時の場合には使用を認めざるを得ないとの意見も出ました。

委員：迷惑料についての話はなかったか。

事務局：まったくありません。

第 394 号議案

委員：196 号線が混雑しているなので、他の交通の妨げにならないよう注意するべき。

事務局：交通量については、1 日の搬入台数は 30 台で、196 号線の交通に及ぼす影響は小さい。むしろ公害問題に気をつけるべきと考えている。

第 394 号議案

事務局：説明の前に、事務局からお詫びする。宇和島の清掃工場については 53 年 3 月に計画決定したが、裁判で敗訴になるなど、委員の皆さまにご心配をかけています。この原因の一つは事務局の対応のまずさであり、今後は反省して、市町村を十分指導してゆきたい。

宇和島市ごみ清掃工場は、昭和 53 年 3 月に計画決定され建設着工しましたが、地域住民から 53 年 5 月にごみ焼却場建設について、清掃工場工事禁止仮処分申請が松山地裁宇和島支部に出され、昭和 54 年 3 月 22 日宇和島市は敗訴の判決を受け、工事は中止になった。宇和島市は控訴の手続きを取ったが 55 年 2 月に和解が成立し、宮下別当への清掃工場建設を断念した。

敗訴の判決が出た後、昭和 54 年 11 月に吉田町と共同で計画することについて同町に申し入れを行い、吉田町知永地区に建設することとして、両市町が住民との交渉を重ねるとともに、55 年 8 月 1 日に両市町で清掃工場調査研究協議会を設け、鋭意交渉にあたったが伸展がなく知永地区を断念した。9 月には吉田町喜佐方地区へ候補地を変更した。また、三間町、津島町もこの協議会に参加して 1 市 3 町で進めることにしたが、最終的に住民の協力は得られなく、ごみ処理問題はますます深刻になっていった。このような状況の下で新市長や市議会も、広域か市単独かの決断を迫られることになった。宇和島市としては昨年 7 月市単独施行を決定し、候補地を祝森石丸地区として具体的交渉に入った。それ以前に、宇和島市生活環境部段階で、現在のごみ埋立処理場付近に建設の可能性を石丸地区に打診していたところ、昨年 5 月 30 日の祝森石丸地区の総会で、建設を前提としたものではないが、先進都市の清掃工場を調査し認識を深めてもらうことに同意が得られた。以後、隣接の祝森下区自治会の地元住民もこれに同意し、愛知県等の先進地調査を 6 月 1 日から 23 日に行った。こうした根回しの後、7 月 7 日宇和島市長他関係者が出席し、正式に建設候補地として協力を申し入れた結果、建設を前提として研究するという意見が大勢を占めることになった。7 月 20 日祝森下自治会 4 地区の代表者 21 名との間で地元において計画検討を行う旨の基本的了解に達したので、建設に関する基本協定書に調印し、8 月 1 日には万全の施設づくりを目指し東京都立大学の教授を会長とする専門委員会を設けた。8 月 8 日住民を対象に専門委員や市理事者から説明、9 月 6 日、旧来村、番城校区自治会長会に以後 10 数回個別で説明し、10 月 19 日基本協定書に定めるところにより、建設に同意する同意書に祝森下区自治会 4 地区代表者と調印を行った。その後、祝森下区が含まれている番城校区 16 自治会と、建設同意と公害防止協定について、12 月 7 日に市町と関係自治会で建設に同意することで同意書に調印がなされた。一方、土地売渡承諾については、13 名の所有者から 10 月 30 日から 11 月 16 日の間に承諾を得ている。

委員：十分な説明であった。今後 2 つの側面からこの問題を検討する必要がある。ひとつは事務的、技術的にだれにも拘束されないで、通過機関である県の都市計画担当者は適正かつ正当であるかどうか。技術的には、一步も譲らない独立した立場で検討する。市町村から出てきたものは市町村で充分審議しているからということで、妥協することなく独自の立場から検討する。市町村審議会があって県の審議会があることは、再度慎重に検討することの意義を認めているので、県の審議会が充分機

能するよう心掛けてほしい。もうひとつは、現代は、住民に充分承知、協力を得ねばならないことである。住民を信じて、姑息な手段ではなく、できるだけ大胆に問題を投げかけて、最終的には時間をかけて了承を得るといふ努力が必要。また、宇和島市長辞任についても他の原因もあるが、これもひとつの原因で大きな償いをされたことを充分受け止めて、今後の対応をして欲しい。先程から説明があったが、53年3月27日から1月30日までの経過が説明されたが、県の都市計画審議会、並びに審議会の事務局を担当している都市計画課からも一言あってしかるべきだ。

幹事：宇和島の当時53年を振り返ると、市町村指導が十分でなく、我々も常に甘かったと反省している。そういう状態で審議会に付議したことを深くお詫びする。宇和島の裁判で敗訴に至った理由としては、住民の十分な同意がないまま着工にふみきったこと、公害防止アセスメントが充分でなかったこと、公害防止計画において住民の理解を得られるような資料がなかったこと等が、住民の主張であり、争点であった。今後はこうした点に充分すぎるほどのチェックをしてゆきたい。こうした処理施設は、20年代、30年代に作られたものが多く、老朽化してきているので、今後、付議件数も増えて来る。気を引き締めて努力したい。

第396号議案

委員：先進地大分県を視察したとのことだが、この種の高速堆肥化処理場は全国で何基あるのか。新しい施設には心配がつきものだが、あまり心配し過ぎると何もできない。しかし、新しいものを取り入れて後の修理が大変ということもある。そのあたりの判断はどうか。

幹事：確かにこの種のコンポストには過去、問題が多かった。この施設は、大分県大野郡にひとつ、長野県小諸市にもあるが、今のところ別段支障はないようです。北条市にはコンポストが今もあるが、脱臭施設があっても非常に臭気がでている。その原因は古いことと屋外であり、北条市のコンポストは評判が悪い。今回のものは内容が良く、順調に行くと考えている。

委員：多額の投資であるので、メーカーを徹底的に指導しながら充分に確かめて取り組んでいただきたい。

第396号議案

委員：漁業補償はどうなっているか。

事務局：430mまでは漁業補償済みであるので、直接漁業組合との話し合いはしていないが、間接的にはやっている。西条市の公害対策審議会で説明し、了承を得ている。

委員：この漁業権補償にはいろいろな経過があり、まだきれいに片がついてはない。苦情が後からでることはないか。

事務局：100%自信を持ってとは言えないが、西条市にもたびたび催促して話をさせている。漁業補償は解決済みであること、漁業に被害を与えないよう3次処理まで行うことを説明して理解を得たい。

委員：私の考えでは、西条の関係する漁業協同組合が簡単に了解したのは不思議なくらいである。将来、問題が起こらないように十分に指導してほしい。

幹事：実は私も20日ほど前から気になっていて、西条の担当課長には、漁業補償は400m内外は必要、水は拡散されるというが、絶対影響がないと言い切れるのかどうか、専門家の意見を聞くよう話をしている。市の公害対策審議会では漁業権利者の代表2名が出席していたが格別の意見はなかった。なお、慎重に指導したい。

第 63 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 57 年 8 月 30 日）

第 398 号議案 松山広域都市計画道路の変更（知事決定）

都市計画道路中 1,3,4 号南堀端市場線を次のように変更する。

【番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

1,3,4 南堀端市場線、松山市南堀端町、伊予市市場字鳩岡、（松山市保免町、松前町大字恵久美、伊予市下吾川）、約 12,680m、地表式、24m、伊予鉄高浜線と平面交差、伊予鉄郡中線と平面交差、国鉄予讃線と立体交差 2 カ所、幹線街路松山環状線と立体交差、幹線街路と平面交差 11 箇所、
「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

都市計画道路 2,3,6 号内港稲荷線と都市計画道路 1,3,4 号南堀端市場線の交差点において、円滑な交通を確保するため車線の拡幅を行うものである。

第 399 号議案 松山広域都市計画道路の変更（伊予市決定）

都市計画道路中 2,3,6 号内港稲荷線を次のように変更する。

【番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

2,3,6 号内港稲荷線、伊予市灘町字西、伊予市稲荷字北田、約 1,040m、地表式、12m、国鉄予讃本線と立体交差 1 カ所、
「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

都市計画道路 2,3,6 号内港稲荷線と都市計画道路 1,3,4 号南堀端市場線の交差点において、円滑な交通を確保するため車線の拡幅を行うものである。

第 400 号議案 大洲都市計画公園の変更（大洲市決定）

都市計画公園に第 6 号徳森児童公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、6、徳森児童公園、大洲市徳森字土肥、約 0.08 ha、修景施設工、遊戯施設工、便益施設工
「区域は、計画図表示のとおり」

理由

徳森地区は、昭和 45 年より工業団地及び住宅団地の造成が進み、昭和 45 年調査では人口約 800 人であったが、昭和 56 年では人口約 2,000 人と急激に増加している。ここに当区域を対象として児童公園を設置し、健全な都市づくりを図るものである。

第 401 号議案 今治広域都市計画公園の変更（今治市決定）

都市計画公園に第 2,2,33 号河南公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,33、河南公園、今治市河南町 1 丁目、約 0.10 ha、広場施設、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市街地の中心より南へ約 2km、県道桜井山路線、県道今治丹原線及び蒼社川にかこまれた河南地区のほぼ中央に位置する住居地域である。周辺は学校、公民館等がある人口集中地区であり、住民の福祉増進のため計画するものである。

第 402 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 87 号枝松公園、第 88 号西石井公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、87、枝松公園、松山市枝松 4 丁目、約 0.29 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

児童公園、88、西石井公園、松山市西石井町、約 0.25ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

松山市における公園施設の総合的かつ効果的な配置を検討した結果、本案のとおり公園計画し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

第 403 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 7 号八代公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、7、八代公園、松山市湊町 8 丁目、約 0.26ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

総合コミュニティセンターの建設に伴い、松山市における公園施設の総合的かつ効果的な配置を検討した結果、本案のとおり公園計画し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

第 404 号議案 松山広域都市計画公園の変更（知事決定）

- 1 都市計画公園中第 41 号南吉田公園を、第 41 号南吉田公園及び第 85 号南吉田第 1 公園に次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、41、南吉田公園、松山市南吉田町、約 0.11 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

児童公園、85、南吉田第 1 公園、松山市南吉田町、約 0.23ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

- 2 都市計画公園に第 86 号南吉田東公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区公園、86、南吉田東公園、松山市南吉田町、約 4.9ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、

運動施設、便益施設、管理施設

「 区域は、計画図表示のとおり」

理由

- 1、四国で唯一のジェット機の就航する松山空港は、愛媛県の空の玄関として重要な使命を担っており、年々激増する利用者に対処するため拡張整備を図ることになった。そこで公園計画を本案のとおり変更するものである。
- 2、松山市における公園施設の総合的かつ効果的な配置を検討した結果、本案のとおり公園計画し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 403 号議案

委員：総合コミュニティセンターの全体計画の中での縮小であるので理解するが、この児童公園の場合、人口密集地帯の空間の確保という意味合いもあるので、公園の縮小は厳につつしむべき。

事務局：この用地は以前に 0.75ha の公園計画があったが、児童公園として計画決定されていた。児童公園は誘致距離が 250m であるが、この地域にはもう 1 箇所幸町公園という児童公園が開設されており、総合的な配置を検討した。また、総合コミュニティセンターに出来る施設は子供を対象にしたものであり、児童公園とは少しニュアンスが異なるが、児童が利用できる施設を整備していることも考慮して計画変更した。

第 404 号議案

委員：南吉田公園と南吉田第 1 公園の間にまたがっている部分の供用はどうなっているか。

事務局：今回の件に直接関係はないが、将来空港の拡張に伴い、南吉田公園と南吉田第 1 公園も同じ公園なので、この区域まで変更した。

委員：将来拡張があっても、空港進入道路から左側と問題の部分とは、必ずしも空港拡張をしない部分と思うが、どうか。

事務局：先程お尋ねになった部分ですが、空港が 500m 延長、25m 拡張の計画に伴い、公園も変更計画で、現在の空港用地から約 25m 除外させている。しかしながら、除外したといっても計画上のことで、空港の拡張までは自主的に公園として利用される。

委員：空港の進入道路の左側は従前の公園を全部除外し、進入道路の右側は約 25m 除外すると言っているが、その両サイドの関連がよくわからない。

事務局：現在、空港の拡張計画はお答えできるほど明確になってはいない。今回の変更計画で除外した部分は、将来空港用地として使用する予定である。将来とも公園として残す部分については、建設省と協議して決めた。

委員：進入道路の右側の部分を約 25m 除外するという公園計画の変更は、将来同じ幅での空港拡張につながっていくものなのか。

事務局：そうです。

第 64 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 57 年 11 月 24 日）

第 405 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 90 号東山公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、90、東山公園、松山市東山町、約 0.13 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示の通り」

理由

松山市における公園施設の総合的かつ効果的な配置を検討した結果、本案のとおり公園計画し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

第 406 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松前町決定）

都市計画公園に第 89 号地蔵町公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、89、地蔵町公園、松前町大字北黒田字勢田、約 0.25 ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

松前町における公園施設の総合的かつ効果的な配置を検討した結果、本案のとおり公園計画し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

第 407 号議案 東予広域都市計画公園の変更（西条市決定）

都市計画公園に 2,2,16 清水公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,16、清水公園、西条市大町字清水、約 0.10 ha、修景施設、便益施設、休養施設、管理施設、遊戯施設、園路及び広場

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

西条市における都市公園の充実を図るため、都市化の著しい大町駅南地区に児童公園を計画し、児童の生育環境の改善ならびに健全な都市整備を図るものである。

第 408 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（宇和島市決定）

都市計画公園に 2,2,8 伊吹公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,8、伊吹公園、宇和島市伊吹町字佐古、約 0.09 ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、園路及び広場

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

宇和島市における都市公園の充実を図るため、市北部に位置する伊吹地区に地域の環境整備及び児童の

健全なレクリエーションの場を提供することにより、社会福祉の増進に寄与しようとするものである。

第 409 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（知事決定）

都市計画公園に 4,4,1 石丸公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区公園、4,4,1、石丸公園、宇和島市祝森字梶株、滝ノ下、ジセキ、蔵谷、ケラ田、ツルガサコ、本ノ畑、スノキ元、約 4.0ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

宇和島市における都市公園の充実を図るため、市南部に約 4.0ha の用地を確保し、地域の環境整備とともに地区公園として各種施設を緊急に整備し地域住民に健全なレクリエーションの場を提供し、社会福祉の増進に寄与しようとするものである。

第 410 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

都市計画下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：新居浜公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

新居浜公共下水道、約 503.0ha、（金子処理分区、約 167.0ha、川西処理分区、約 336.0ha）

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

磯浦污水幹線、新田町 1 丁目地先、磯浦町地先、0.8m～0.35m、約 1,450m、分流式污水管、金子処理分区

新田污水幹線、新田町 3 丁目地先、前田町地先、0.40m～0.35m、約 510m、分流式污水管、金子処理分区

前田污水幹線、新田町 1 丁目地先、前田町地先、0.35 m～0.30m、約 200m、分流式污水管、金子処理分区

滝の宮污水幹線、若水町 2 丁目地先、河内町地先、1.35 m～0.60m、約 3,200m、分流式污水管、金子処理分区、川西処理分区

星越污水幹線、河内町地先、星越町地先、0.35m～0.25m、約 810m、分流式污水管、金子処理分区

宮西污水幹線、泉池町地先、一宮町 2 丁目地先、0.35m～0.25m、約 940m、分流式污水管、川西処理分区

川西污水幹線、菊本町 2 丁目地先、一宮町 1 丁目地先、巾 2.30m～1.00m、約 3,080m、分流式污水管、川西処理分区

一宮污水幹線、繁本町地先、一宮町 1 丁目地先、0.45 m～0.30m、約 790m、分流式污水管、川西処理分区

庄内污水幹線、新須賀町 3 丁目地先、庄内町 6 丁目地先、1.20m～1.00m、約 2,950m、分流式污水管、川西処理分区

喜光地污水幹線、庄内町 1 丁目地先、坂井町 1 丁目地先、0.70m、約 1,500m、分流式污水管、金子処理分区

吐口及びこれに接続する放流管渠、菊本町 2 丁目地先、2.00m、330m、処理水放流口、3.80m、10m、雨水放流口

その他、0.30m～0.25m、約 112,190m、分流式污水管、金子処理分区、川西処理分区

磯浦雨水幹線、磯浦町地先、磯浦町地先、巾 2.30m～巾 2.00m、約 450m、分流式雨水渠、磯浦排水分区

金子雨水幹線、新田町 1 丁目地先、磯浦町地先、巾 3.10m～巾 1.40m、約 1,260m、分流式雨水渠区、

新田排水分区

王子雨水幹線、新田町 2 丁目地先、新田町 2 丁目地先、巾 1.60m、約 120m、分流式雨水渠、新田排水分区
惣開雨水幹線、新田町 1 丁目地先、新田町 3 丁目地先、巾 2.10m～巾 2.00m、約 480m、分流式雨水
渠、惣開排水分区

西原雨水幹線、新田町 1 丁目地先、泉宮町地先、巾 7.20m～巾 1.70m、約 1,890m、分流式雨水渠、
西新居浜排水分区

中須賀雨水幹線、西原町 3 丁目地先、西原町 2 丁目地先、巾 1.80m～巾 1.50m、約 540m、分流式雨
水渠、西新居浜排水分区

江口雨水幹線、新田町 1 丁目地先、北新町地先、巾 3.80m～巾 2.80m、約 620m、分流式雨水渠、江
口排水分区

北新町雨水幹線、新田町 1 丁目地先、江口町地先、巾 2.2 0m～巾 1.80m、約 850m、分流式雨水渠、
江口排水分区

西中学校北雨水幹線、北新町地先、北新町地先、巾 1.30m、約 270m、分流式雨水渠、江口排水分区

前田雨水幹線、新田町 1 丁目地先、前田町地先、巾 2.10m、約 140m、分流式雨水渠、江口排水分区

一宮雨水幹線、中須賀町 1 丁目地先、一宮町 1 丁目地先、巾 2.40m、約 130m、分流式雨水渠、一宮排水分区

久保田雨水幹線、久保田町 2 丁目地先、久保田町 1 丁目地先、巾 2.60m～巾 2.00m、約 640m、分流
式雨水渠、久保田排水分区

菊本雨水幹線、菊本町 2 丁目地先、若水町 2 丁目地先、巾 2.50m～巾 1.80m、約 2,260m、分流式雨
水渠、菊本排水分区、若水排水分区

元塚雨水幹線、菊本町 1 丁目地先、菊本町 1 丁目地先、巾 6.00m～巾 1.40m、約 210m、分流式雨水
渠、菊本排水分区

新須賀雨水幹線、新須賀町 2 丁目地先、新須賀町 2 丁目地先、巾 1.60m、約 370m、分流式雨水渠、
新須賀排水分区

田所雨水幹線、田所町地先、八雲町地先、巾 2.60m～巾 1.50m、約 780m、分流式雨水渠、田所排水分区

八雲雨水幹線、八雲町地先、庄内町 2 丁目地先、巾 2.10m～巾 1.40m、約 1,270m、分流式雨水渠、
八雲排水分区

庄内雨水幹線、庄内町 4 丁目地先、庄内町 5 丁目地先、巾 3.00m～巾 1.90m、約 790m、分流式雨水
渠、庄内排水分区

庄内北雨水幹線、庄内町 4 丁目地先、庄内町 5 丁目地先、巾 2.30m～巾 1.50m、約 550m、分流式雨
水渠、庄内排水分区

吐口及びこれに接続する放流管渠、新田町 1 丁目地先、巾 7.20m、約 10m、分流式雨水渠、
土場雨水ポンプ場

吐口及びこれに接続する放流管渠、菊本町 2 丁目地先、巾 2.50m、約 2.50m、分流式雨水渠、菊本雨
水ポンプ場

その他、巾 1.20m～巾 0.30m、約 150,030m、分流式雨水渠

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

港町雨水ポンプ場、港町 16 番 2 号、約 1,000m²、118m³/分

菊本雨水ポンプ場、菊本町 2 丁目地先、新居浜処理場に設置 483m³/分

土場雨水ポンプ場、新田町 1 丁目地先、約 3,950m²、1,655m³/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

新居浜下水処理場、菊本町 2 丁目地先、約 149,170m²、133,500m³/日

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

昭和 48 年に公共下水道の基本計画を策定し整備を図ってきたが、他の河川、道路、都市下水路事業の整備の結果、幹線管路の一部を合理的な経路に変更しようとするものである。

第 411 号議案 川之江都市計画下水道の変更（川之江市決定）

都市計画平木都市下水路を次のように変更する。

1 下水道の名称：平木都市下水路

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

平木都市下水路、約 41ha、

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、単位；m、延長）、備考】

平木幹線、川之江市妻鳥町字神ノ木、川之江市妻鳥町字西三本木、1.4×1.4～1.1×1.4、約 1,400m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本都市下水路は、平木地区の県道金生三島線付近を中心とする浸水常習地域の解消を目的として計画決定したが、他の道路、農道事業の整備の結果、合理的な経路に変更しようとするものである。

第 412 号議案 卸売市場の敷地の位置決定

次の卸売市場の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

三瓶湾漁業協同組合卸売市場、西宇和郡三瓶町大字安土御手洗、917m²、593m²、鉄骨造、設置者、
三瓶湾漁業協同組合

「位置及び区域は別図のとおり」

理由

現在の施設が狭隘、老朽化してきたため、昭和 56 年度埋立竣工した当地へ移設し、漁獲物の鮮度保持等により経営の合理化安定化を図る者である。

第 413 号議案 火葬場の敷地の位置決定

次の火葬場の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

広見斎場、北宇和郡広見町大字出目、1,720m²、310m²、鉄筋コンクリート造、設置者、宇和島地区施設事務組合

理由

広見町、三間町はそれぞれ現在単独で火葬執行しているが、施設建設後広見町は 20 年、三間町は 50 年を経過し老朽著しく崩壊寸前の状況である。また松野町においては施設がなく広見町に依頼して火葬執行している状況にあることから、施設の改善が早急に必要となっている。そこで、最近における地域社会の広域化、施設の永続性及び共同運営による経済性等を鑑み、三町が広見町の現火葬場位置に最新鋭の火葬場を共同建設するものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 412 号議案

委員：既設の市場とは湾をはさんで反対側に市場を移転するが、以前から利用している関係者、及び市場の周辺住民から移転に係る議論はなかったか。

事務局：周辺住民に事業計画を説明し、同意を得ている。

議長：説明から同意を得るまでに議論はなかったのかと尋ねている。

委員：迷惑施設ではないので反対はないと思うが、市場の利用関係者及び利用者の意見を充分聞いたうえで同意を得るべきだ。付近住民の同意を得るだけでは不十分だ。

事務局：事業申請の際に意見を聞いたが反対意見はなかった。

委員：地元なので経緯は良く知っている。以前から、市場関係者に新しい市場建設の強い要望があり、長時間検討して来た。関係者全員の同意を得ており、場所も適切と聞いている。

第 413 号議案

委員：今まではどこにあったか。

事務局：現在と同じ場所で、面積が拡張されている。

委員：周辺の 7 集落、217 世帯全部の承諾を得たのか。

事務局：7 集落（217 世帯、704 人）の説明会等全体の総会を 3 回、集落単位の総会を 10 回、役員会を 29 回、自治組織単位の会合を 28 回実施しており、これを踏まえて付近 400m 以内にある 10 世帯については全世帯の同意を、周辺 7 集落については区長の同意を得ている。

委員：ごみ焼却場や火葬場の建設では、承諾を得ていても何かあると批判がある。宇和島や北条がその例。重要なのは説明会の回数ではなく、延べ何人の住民が参加したか、延べ何人の承諾を得たかということだ。

事務局：参加人員については、全体総会では全住民の約 90%は参加していた。

委員：他の要求とか要請とかが出て議論したことがあるか。

事務局：建設の条件については、周辺の環境整備、農道の整備等の要望を踏まえて建設を決めた。

第 65 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 58 年 2 月 18 日）

第 414 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 28 号花見公園を第 28 号松山総合公園に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、28、松山総合公園、松山市朝美 1 丁目、朝日ヶ丘 1 丁目、南江戸 5 丁目、南江戸 6 丁目、衣山 5 丁目、南斉院町、北斉院町、約 52.2ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

近年都市生活の向上とともに市民レクリエーション重要も増大し、多様化の傾向にあるため、これらに対応した都市公園の整備が重要な課題となっている。このため、種々検討の結果、都市住民のレクリエーション、スポーツ、観賞、休息等、総合的な利用に供する総合公園を大峰ヶ台丘陵地に計画し、市民の福祉の向上ならびに健全な都市発展を図るものである。

第 415 号議案 東予広域都市計画公園の変更（新居浜市決定）

都市計画公園に 2,2,17 新須賀公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,17、新須賀公園、新居浜市新須賀町 4 丁目、約 0.16 ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

現在、新須賀町の既成市街地で遊園地として供用されているチビッ子広場を周辺市有地を含めて拡張し、児童公園として都市計画決定を行い施設整備を図ろうとするものである。

第 416 号議案 保内都市計画用途地域の変更（保内町決定）

保内都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、備考】

第 2 種住居専用地域、約 10.9ha、20/10 以下、6/10 以下、7.0 %

住居地域、約 71.9ha、20/10 以下、6/10 以下、46.1%

近隣商業地域、約 17.7ha、20/10 以下、8/10 以下、11.3%

準工業地域、約 46.01ha、20/10 以下、6/10 以下、6.1%

工業地域、約 9.5ha、20/10 以下、6/10 以下、6.1%

計、約 156.0ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

保内町は第一次産業を中心に商工業も順調に発展してきたが、昭和 30 年代に入って紡績工場の閉鎖と農業構造の変動期にあつて人口の流出を生み、産業全般の低迷期がしばらく続いた。昭和 40 年代になって住宅需要が増大し、木材製品製造業の成長や食品製造業の進出等により町の産業は漸次活況を呈するまでに回復した。一方、急激に都市化が進み、無秩序な建築物による日照、水質、大気、騒音、悪臭等の問題を生じ、居住環境の悪化、都市機能の

低下が予想されるようになってきたため、用途地域を定めて健全な都市づくりを図ろうとするものである。

第 417 号議案 保内都市計画汚物処理場の決定（保内町決定）

都市計画八西汚物処理場を次のように決定する。

【名称（番号、ごみ処理場名）、位置、面積、備考】

1、八西汚物処理場、保内町喜木、約 0.7 ha、処理能力 80kl/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

現在の施設は、八幡浜市、保内町、伊方町の事務組合により昭和 47 年に建設され、現在公称能力 80kl/日で操業しているが、施設の老朽化が著しくその機能が低下しています。適正なし尿処理を行い、住民の健全な生活環境を保全するため施設の改善が急務となっており、現在地の南側へ都市計画決定しようとするものである。

第 418 号議案 保内都市計画緑地の決定（愛媛県知事決定）

都市計画緑地を次のように決定する。

【名称（番号、ごみ処理場名）、位置、面積、備考】

1、神越緑地、保内町喜木、約 1.6ha、緩衝緑地

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

保内町喜木における汚物処理場と住居地域の間には緩衝緑地を配し、地域の良い住環境を保全するとともに地域住民のレクリエーションに開放しようとするものである。

第 419 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（愛媛県知事決定）

都市計画本河原都市下水路、都市計画三津屋都市下水路、都市計画大曲都市下水路を都市計画東予市・丹原町公共下水道とし次のように変更する。

- 1 下水道の名称：東予市・丹原町公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

東予市・丹原町公共下水道、約 254ha、（汚水）東予市（壬生川処理分区、約 98ha、三津屋処理分区、約 83ha、計、約 181ha）、丹原町（丹原処理分区、約 73ha、（雨水）東予市（壬生川第 1 排水区、約 2ha、壬生川第 2 排水区、約 54ha 壬生川第 3 排水区、約 2ha、壬生川第 4 排水区、約 29ha、大曲川第 1 排水区、約 7ha、大曲川第 2 排水区、約 3ha、大曲川第 6 排水区、約 2ha、大曲川第 7 排水区、約 1ha、三津屋排水区、約 74ha、崩口川第 3 排水区、約 2ha、崩口川第 4 排水区、約 4ha、丹原町（丹原第 1 排水区、約 36 ha、丹原第 2 排水区、約 23ha、丹原第 3 排水区、約 12ha、丹原第 5 排水区、約 2ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

中央 1 号汚水幹線、東予市三津屋 752、丹原町大字丹原 228-1、0.5m～1.0m、約 5,420m

丹原 2 号汚水幹線、丹原町大字願連寺 217-3、丹原町大字願連寺 285-1、0.40m、約 400m

中央 2 号汚水幹線、東予市三津屋 830-1、東予市三津屋 55-2、0.7m~0.8m、約 1,380m
壬生川 1 号汚水幹線、東予市三津屋 188-6、東予市壬生川 530-1、0.8m、約 230m
壬生川 2 号汚水幹線、東予市三津屋 55-2、東予市壬生川 110-1、0.3m、約 100m
丹原 1 号雨水幹線、丹原町大字池田 283-1、丹原町大字願連寺 285-1、2.4m~2.5m、約 970m
丹原 3 号雨水幹線、丹原町大字願連寺 285-1、丹原町大字池田 1733-2、1.6m~1.7m、約 480m
丹原 4 号雨水幹線、東予市周布 1770-2、丹原町大字池田 1661-7、1.7m~2.2m、約 1,130m
丹原 5 号雨水幹線、東予市周布 2028、丹原町大字願連寺 71-1、1.9m~2.2m、約 810m
三津屋 1 号雨水幹線、東予市三津屋 821-1、東予市三津屋 4-33、2.3m~4.1m、約 1,000m
三津屋 2 号雨水幹線、東予市三津屋 658-1、東予市三津屋南 5-1、1.4m~1.8m、約 710m
三津屋 3 号雨水幹線、東予市三津屋 821-1、東予市三津屋南 7-4、1.7m~2.0m、約 630m
壬生川 1 号雨水幹線、東予市大新田 4、東予市壬生川 172-3、1.6m~4.8m、約 1,900m
壬生川 2 号雨水幹線、東予市大新田 85、東予市大新田 93-3、1.6m、約 120m
壬生川 3 号雨水幹線、東予市三津屋 219-1、東予市三津屋 151-10、1.8m~2.0m、約 730m
丹原 1 号雨水幹線 No19 吐口、丹原町大字池田 283-1、2.5m×1.2m、0m、大曲川
丹原 4 号雨水幹線 No21 吐口、東予市周布 1770-2、2.2m×1.1m、0m、大曲川
丹原 5 号雨水幹線 No20 吐口、東予市周布 2028、2.0m×1.75m、0m、本郷川
No1 吐口、東予市三津屋 723、2.0m、約 80m、浄化センター放流菅
No8 吐口、東予市大新田 1-1、2.5m×2.0m、約 40m、壬生川雨水ポンプ場放流菅
No9 吐口、東予市三津屋 220-2、2.0m×1.4m、約 60m、本河原雨水ポンプ場放流菅
No16 吐口、東予市三津屋 822-2、3.0m×2.1m、約 40m、三津屋雨水ポンプ場放流菅
その他、0.2m~0.8m、約 34,300m、分流・汚水菅
その他、0.6m~2.2m、約 30,820m、分流・汚水菅
「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

本河原ポンプ場、東予市三津屋、約 3,630m²、汚水 0.229m³/秒、雨水 3.601m³/秒
壬生川ポンプ場、東予市大新田、約 3,030m²、汚水 0.008 m³/秒、雨水 7.130m³/秒
三津屋ポンプ場、東予市三津屋、約 4,630m²、雨水 8.274m³/秒

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

東予・丹原浄化センター、東予市三津屋、約 40,000m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年、市街化の進行に伴い、周辺の小河川や水路では生活排水による水質の汚濁が著しく進行しており、また本地域は、瀬戸内海環境保全特別措置法の適用地域でもあり、早急に、水質の保全、生活環境の改善を図る必要があるため、本案のように公共下水道の決定を行うものとする。

第 420 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（西条市決定）

都市計画下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称：西条公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

西条公共下水道、約 709ha、(中部処理分区、約 678ha、東部処理分区、約 31ha)

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

(汚水)

【名称、位置(起点、終点)、区域(管径又は幅員、延長)、摘要】

1-0 幹線、港字北新地 400 番地、朔日市字寄合、1.35m~0.8m、約 4,530m、分流式汚水

6-0 幹線、朔日市字寄合、玉津字長田、0.60m~0.25m、約 1,400m、分流式汚水

8-0 幹線、新田字北新田、大町字弁財天、0.50m~0.30 m、約 1,250m、分流式汚水

9-0 幹線、神拝字局、神拝字新町、0.45 m~0.30m、約 1,120m、分流式汚水

11-0 幹線、喜多川字梅ヶ須賀、大町字常心、0.80 m~0.35m、約 3,080m、分流式汚水

12-0 幹線、喜多川字土段の木、喜多川字土居部、0.50 m~0.30m、約 1,110m、分流式汚水

吐口及びこれに接続する放流管渠、港字北新地 400 番地、港字北新地 400 番地、巾 4.60m、約 40m、
分流式汚水

その他、0.70 m~0.30m、約 101,400m、分流式汚水

(雨水)

A-1 幹線、明神木字徳地、大町字小川、巾 5.54 m~巾 2.60m、約 1,840m、分流式雨水

B-0 幹線、朔日市字鱸之洲新田地先、大町字善息川、巾 70.00m~巾 1.60m、約 3,670m、分流式雨水

B-1 幹線、朔日市字与八郎新田、明屋敷字四軒町、巾 45.0m~巾 1.20m、約 2,040m、分流式雨水

B'-0 幹線、明屋敷字常盤巻地先、神拝字古屋敷、巾 23.50m~巾 4.00m、約 1,650m、分流式雨水

C-0 幹線、港字北新地 400 番地、喜多川字上河原、巾 10.86m~巾 2.40m、約 3,670m、分流式雨水

C-4 幹線、港字北新地、港字北新地、巾 3.30m~巾 2.50m、約 830m、分流式雨水

C-9 幹線、港字新地、明屋敷字御困堤北、巾 6.64m~巾 1.90m、約 2,030m、分流式雨水

D-0 幹線、船屋字西新開甲 634-1 地先、玉津字長田 560-2 地先、巾 2.0m~巾 1.40m、約 1,080m、
分流式雨水

船屋幹線、船屋字西開甲 634-1 地先、船屋字西新開甲 654-1 地先、巾 3.2m、約 450m、分流式雨水

船屋吐口、船屋字西新開甲 634-1 地先、船屋字西新開甲 634-1 地先、巾 3.5m、約 50m、分流式雨水

その他、巾 6.10 m~巾 0.50m、約 126,750m、分流式雨水

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

玉津ポンプ場、玉津字砂地 585 番地、約 1,340m²、汚水

船屋ポンプ場、船屋字西新開 634-1、約 2,000m²、雨水

唐樋ポンプ場、朔日市字鱸之洲新田地先、約 7,870m²、雨水

本陣川ポンプ場、明屋敷字常盤巻地先、約 810m²、雨水

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

西条処理場、港字北新地 400 番地、約 87,800m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本市の下水道は昭和 48 年 12 月 22 日に当初計画決定したが、東部排水区においてはその後国道バイパス、県道バイパス及び市営住宅の建設計画等が具体化したため計画排水系統を再検討した結果、雨水幹線の経路とポンプ場の位置を合理的なものに変更するものである。

第 421 号議案南予レクリエーション都市計画下水道の変更（宇和島市決定）

南予レクリエーション都市計画下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：宇和島公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

宇和島公共下水道、約 366ha、（城北排水区、約 128ha、城南排水区、約 166ha、神田川原排水区、約 34ha、坂下津排水区、約 38ha）

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠（分流式）

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

城北第 1 汚水幹線、柘形町 2 丁目乙 600-13 地先、住吉町 2 丁目 630 地先、1.0m～0.45m、約 1,250m

城北第 2 汚水幹線、栄町港 3 丁目 703 地先、和霊中町 3 丁目 989-1 地先、0.8m～0.4m、約 1,240m

城北第 3 汚水幹線、和霊元町 1 丁目 201 地先、和霊元町 4 丁目 314 地先、0.7m、約 260m

城北第 4 汚水幹線、栄町港 2 丁目 512 地先、大宮町 1 丁目 1047 地先、0.45m～0.3m、約 1,140m

城南第 1 汚水幹線、坂下津字日振新田甲 407-56 地先、柘形町 2 丁目乙 600-13 地先、1.5m～1.0m、約 1,320m

城南第 2 汚水幹線、文京町乙 1988 地先、中央町 1 丁目 205 地先、0.5m～0.3m、約 890m

城南第 3 汚水幹線、丸之内 3 丁目 405 地先、賀古町 1 丁目 18-22 地先、0.35m～0.25m、約 1,040m

城南第 4 汚水幹線、文京町乙 1988 地先、佐伯町 2 丁目乙 1920 地先、0.8m、約 580m

神田川原第 1 汚水幹線、佐伯町 2 丁目乙 1920 地先、新田町 1 丁目乙 1735-1 地先、0.8m～0.4m、約 240m

坂下津第 1 汚水幹線、坂下津字戎山乙 71-1、坂下津字日振新田甲 407-56 地先、1.5m、約 1,580m

坂下津第 2 汚水幹線、坂下津字日振新田甲 407-56 地先、坂下津字瀧ノ口甲 457-40 地先、0.4m、約 380m

戎山放流管及び吐口、坂下津字戎山乙 74-1 地先、坂下津字戎山乙 71-1、1.2m～0.7m、約 390m

3-2 雨水管渠

城北第 3 雨水幹線、築地町 1 丁目 604 地内、御幸町 2 丁目 601-2 地先、2.8m～1.8m、約 1,120m

城北第 5 雨水幹線及び吐口、丸穂町 4 丁目 216 地先、大宮町 2 丁目 78 地先、2.3m～1.8m、約 350m

城南第 1 雨水幹線及び吐口、野川字中屋敷甲 1429-1 地先、野川字森甲 1417-3 地先、1.0m、約 30m

城南第 2 雨水幹線及び吐口、宇和津町 1 丁目 1464-1 地先、野川字城ヶ谷 1476 地先、1.7m～1.5m、約 140m

城南第 4 雨水幹線及び吐口、柘形町 2 丁目乙 600-13 地先、丸之内 3 丁目 603-1 地先、1.7m～1.6m、約 440m

城南第 5 雨水幹線及び吐口、大超寺奥字大峯乙 135-5 地先、大超寺奥字大峯乙 165 地先、1.2m、約 240m

城南第 6 雨水幹線及び吐口、大超寺奥字大峯乙 241 地先、大超寺奥字小股乙 358 地先、1.8m～1.7m、約 570m

城南第 9 雨水幹線、明倫町乙 1940-1 地内、明倫町乙 1985-77 地先、2.8m～2.0m、約 210m

城南第 10 雨水幹線、明倫町乙 1985-116 地先、文京町乙 1936-1 地先、2.0m、約 260m

神田川原第 1 雨水幹線及び吐口、神田川原字神田川原 15-1 地先、妙典寺前字中田乙 660-2 地先、
2.4m~2.2m、約 630m

神田川原第 2 雨水幹線及び吐口、神田川原字神田川原 99-3 地先、妙典寺前字熊王乙 1177-1 地先、
1.6m~1.2m、約 490m

神田川原第 3 雨水幹線及び吐口、新田町 2 丁目乙 1854-2 地内、元結掛 2 丁目乙 1741-10
地先、1.6m~1.5m、約 480m

坂下津第 6 雨水幹線及び吐口、坂下津字向山甲 381-176 地先、坂下津字向山甲 381-75 地先、1.75m、約 130m

城北雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、築地町 2 丁目 318-213 地先、築地町 1 丁目 604 地内、2.3m、約 160m

城南雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、明倫町乙 1940-1 地先、明倫町乙 1940-1 地内、2.4m、約 40m

新田第 2 雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、新田町 2 丁目乙 1854-2 地先、新田町 2 丁目乙 1854-2
地内、1.5m、約 30m

その他、1.8m~0.24m、約 69,150m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

城北雨水排水ポンプ場、築地町 1 丁目 604 地内、約 2,100m²、162m³/秒、3 台

城南雨水排水ポンプ場、明倫町乙 1940-1 地内、約 3,040m²、166m³/秒、3 台

新田第 1 雨水排水ポンプ場、新田町 2 丁目乙 1848 地先、約 100m²、45m³/秒、2 台

新田第 2 雨水排水ポンプ場、新田町 2 丁目乙 1854-2 地内、約 1,740m²、105.06m³/秒、2 台

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

戎山浄化センター、坂下津字戎山の地内、約 56,010m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本市は、愛媛県西南部に位置し、宇和海に面した南予の中心都市であり、市制実施以来 60 年を経過し、下水道事業については昭和 22 年に全体計画を立て、これに基づきその一部を着工し、順次拡張を行ってきたが昭和 45 年の法改正により、公共下水道には必ず終末処理場を設置しなければならなくなった。当市においても処理場用地の確保に努めてきたが、位置決定ができず昭和 48 年度より事業休止せざるを得なくなった。宇和海では昭和 30 年代より養殖漁業が盛んであり、昭和 56 年度において真珠、真珠母貝、ハマチ養殖は日本最大の生産額をほこっているが、近年赤潮の発生もひどくなり、住民からも公共下水道の設置を求める声が高まっている。今回、戎山地区に処理場用地を定め、坂下津地区、城南地区を変更拡張し、都市の環境衛生に寄与するとともに、公共用水域の水質汚濁防止を図らんとするものであります。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 414 号議案

委員：この件には多くの意見が出ている。特に町内会長は地元町内住民の意見を集約した意見を出している。これらには良い意見もたくさんあるので、今後事業実施にあたっては、地元町内住民の意見を役立てていただくと共に、充分耳を傾けてほしい。